

株 主 各 位

札幌市白石区平和通十五丁目北 1 番21号

株式会社シーエスアイ

代表取締役社長 杉 本 恵 昭

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年12月20日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成24年12月21日（金曜日）午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 札幌市白石区平和通十五丁目北 1 番21号
株式会社シーエスアイ 本社 4 階会議室
※本年度は、株主総会会場を変更しておりますので、末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。 |
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
- | | |
|----|--|
| 1. | 第17期（平成23年10月 1 日から平成24年 9 月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 2. | 第17期（平成23年10月 1 日から平成24年 9 月30日まで）計算書類報告の件 |
- 決 議 事 項
- | | |
|---------|---------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第 3 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 4 号議案 | 取締役 6 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 補欠監査役 1 名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.csiinc.co.jp>）に掲載させていただきます。

【ご案内】株主懇親会のお知らせ

株主総会終了後、皆様と当社役員との懇親会を催したいと存じますので、お気軽にご出席いただき、ご意見・ご質問などを賜りたいと存じます。

事業報告

(平成23年10月1日から
平成24年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況が続いたものの、緩やかに回復基調を示しております。しかし、欧州の財政危機による世界経済の減速、円高の長期化等依然として先行き不透明な状況のまま推移しております。

ソフトウェア業界におきましては、市場競争が激化する中、受注ソフトウェアを中心に需要の回復が見られたものの、全体としては引き続き低調に推移しております。

当社グループが事業を展開しております医療情報システム業界におきましては、平成24年度の診療報酬改定が、前回に引き続きプラス改定となり、医療機関の経営安定化が図られつつあります。また、厚生労働省が推進する医療制度改革等により、医療機関はさらなる医療の質の向上や効率化を求められており、医療情報システムの普及促進が期待されております。特に、平成21年度から平成23年度補正予算においては、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、各都道府県に地域医療再生基金が設置され、電子カルテシステム・地域医療連携システムをはじめとしたIT活用事業も多く計画・実施されております。一方、統合系医療情報システムを提供する企業間の競争は更に厳しさを増しております。

このような状況におきまして、当社グループは主力の電子カルテシステム「MI・RA・I s（ミライズ）シリーズ」を中心にその拡販並びに機能充実を図ってまいりました。

顧客満足度向上のための施策といたしましては、「MI・RA・I sユーザーフォーラム」等を通じ、ユーザーニーズの把握やコミュニケーション向上に継続的に努めるとともに、顧問契約を結んだ現場医師の意見・監修により、より使いやすく、質の高い製品を目指し開発に取り組んでまいりました。新・進化する電子カルテシステム「MI・RA・I s／PX（ミライズピーエックス）」につきましては、その拡販を図るとともに、多様化する医療サービスやユーザーニーズに対応するため、さらなる機能強化に努めてまいりました。また、平成24年4月には「MI・RA・I sシリーズ」のスマートデバイス対応システムの販売を開始し、患者のそばで使える情報端末へのニーズに対応してまいりました。

健康・医療ソリューション「Health Clover（ヘルスクローバー）」につきましては、医療現場のニーズに応えるべく、さらなる機能拡張やサービス充実を図り、「電子カルテ／地域医療連携ソリューション」とともに、政府諸施策を見据えながら販売活動に取り組んでまいりました。

連結子会社の株式会社エル・アレンジ北海道につきましては、平成24年4月に事業を開始し、既存顧客への拡販及び携帯端末やスマートデバイス等の販売を進めるとともに、コンシューマ向けの医療・健康関連サービスの開発を検討してまいりました。

平成24年5月に株式を取得するとともに資本・業務提携契約を締結し、当社の持分法適用関連会社となった株式会社駆探（東証マザーズ上場）とは、移動サポートと医療機関情報を連携した付加価値の高い「アクセシビリティ情報サービス」への新たな取り組み及び事業化を検討すべく業務提携推進会議を設置し、業務提携についての協議・検討を進めてまいりました。

上記の施策により、電子カルテシステムの受注・販売は、特に医療機関への直接販売が順調に推移した結果、当連結会計年度は、売上高4,846百万円となりました。利益面におきましては、部門システムなどの外部調達コストの増加や今後の受注増に備えた体制強化など固定費の増加があり、売上総利益1,098百万円、営業利益385百万円、経常利益386百万円、当期純利益207百万円となりました。また、受注状況につきましては、中規模病院の受注や既存ユーザーのリブレースが好調に推移し過去最高額である、受注高5,873百万円、受注残高2,632百万円となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

〔電子カルテシステム開発事業〕

電子カルテシステム開発につきましては、特に主力の電子カルテシステム「MI・RA・Is／PX」の医療機関への直接販売が順調に推移しましたが、外部調達コストの増加や今後の受注増に備えた体制強化などの固定費増加により、受注高5,559百万円、受注残高2,607百万円、売上高4,531百万円、セグメント利益704百万円となりました。

〔受託システム開発事業〕

受託システム開発につきましては、地域中核病院などの電子カルテシステム、オーダーリングシステム、医事システム、検査システム、輸血システムをはじめとする医療情報システムなどについて、継続的にNECグループを中心に受注し開発作業を行ってまいりました。

以上の結果、受注高282百万円、受注残高24百万円、売上高283百万円、セグメント利益34百万円となりました。

〔その他〕

その他につきましては、株式会社エル・アレンジ北海道におきまして既存の配置薬・健康食品販売事業の拡大に努めるとともに、携帯電話・スマートデバイス等のコンシ

ユーマ向け通信機器の販売を進めた結果、受注高31百万円、受注残高なし、売上高31百万円、セグメント損失7百万円となりました。

なお、当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前期との対比は記載しておりません。

企業集団のセグメント別売上高

区 分	当連結会計年度（第17期）	
	金 額	構成比
電 子 カ ル テ シ ス テ ム 開 発 事 業	千円 4,531,146	% 93.5
受 託 シ ス テ ム 開 発 事 業	283,161	5.8
そ の 他	31,858	0.7
合 計	4,846,166	100.0

(注) 当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前期比は記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は437百万円で、無形固定資産を含んでおります。

その主なものは、本社ビル入居に係る有形固定資産の取得149百万円、駐車場用土地41百万円、販売用電子カルテシステムのソフトウェア141百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました資金調達の総額は1,100百万円で、すべて金融機関より長期借入金として調達しております。

その主な使途は、株式会社駅探の株式取得資金であります。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は平成24年5月14日に株式会社駅探と資本・業務提携契約を締結するとともに、平成24年5月23日に同社普通株式1,700,000株（持株比率24.68%）を1,105百万円で取得し、当社の持分法適用関連会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成21年 9 月期)	第 15 期 (平成22年 9 月期)	第 16 期 (平成23年 9 月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (平成24年 9 月期)
売 上 高 (千円)	3,767,152	—	—	4,846,166
営 業 利 益 (千円)	83,675	—	—	385,574
経 常 利 益 (千円)	74,727	—	—	386,805
当 期 純 利 益 (千円)	33,305	—	—	207,330
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	899.25	—	—	57.53
総 資 産 (千円)	—	—	—	5,172,163
純 資 産 (千円)	—	—	—	2,909,875
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	—	—	—	811.93

(注) 1. 第14期は、期末において連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表を作成しておらず、総資産、純資産、1株当たり純資産額については記載しておりません。

2. 第15期及び第16期は、連結子会社が存在しないため、連結計算書類を作成しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成21年 9 月期)	第 15 期 (平成22年 9 月期)	第 16 期 (平成23年 9 月期)	第 17 期 (当事業年度) (平成24年 9 月期)
売 上 高 (千円)	3,731,501	3,902,105	4,389,773	4,814,308
営 業 利 益 (千円)	187,567	133,640	418,842	392,250
経 常 利 益 (千円)	181,563	127,434	422,213	401,999
当 期 純 利 益 (千円)	90,563	134,386	274,104	219,053
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	2,445.22	3,628.45	74.10	60.78
総 資 産 (千円)	3,022,901	3,295,521	4,044,792	5,155,793
純 資 産 (千円)	2,414,048	2,531,504	2,764,989	2,903,545
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	65,179.39	68,350.70	754.70	814.76

(注) 当社は、平成23年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エル・アレンジ北海道	25百万円	60.0%	配置薬・健康食品・通信機器等の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は1社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

2. 株式会社エル・アレンジ北海道は、平成24年2月に設立（当社出資比率60.0%）し、平成24年4月より事業を開始しており、当社の連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、電子カルテシステム開発事業を主力事業としながら、当社グループと相乗効果が見込める企業と業務提携や資本提携を行い、グループ規模を拡大するとともに、コンプライアンスや企業の社会的責任への取り組みを推進することにより、企業価値の最大化を図ってまいりたいと考えております。そのため以下に示す対処が必要であると考えております。

① 顧客満足度向上策について

当社グループが提供する「MI・RA・I sシリーズ」は、「進化する電子カルテシステム」として、診療、安心・安全、経営そして連携を基本にユーザーの視点に立ち、常に付加価値の高い製品としてシステムの改良と機能強化を重ね、提供してまいりました。

当連結会計年度におきましては、「MI・RA・I sユーザーフォーラム」の活動充実等によりユーザーニーズの把握やコミュニケーション向上に努めたほか、「MI・RA・I sシリーズ」のスマートデバイス対応システムを販売開始するなど、より顧客満足度の高い製品を提供すべく取り組んでまいりました。

今後も主力の電子カルテシステム「MI・RA・I sシリーズ」に、「電子カルテ／地域医療連携ソリューション」、健康・医療ソリューション「Health Clover」を加えた患者中心の医療のトータルソリューションを提供することにより、地域医療連携ならびに医療機関と患者やその家族との連携を支援し、医療サービス向上に貢献してまいります。

② 新規事業について

医療のIT化が、病院内の枠を超え、患者のためのIT化、地域のためのIT化への時代と移りつつある中、当社の製品とコンシューマ向け通信機器及びソフトウェアを融合し、医療の未来に欠かすことのできない医療と通信のコラボレーションを図り、新たな市場開拓を目指すべく、平成24年2月に株式会社エル・アレンジ北海道を設立しました。また、「乗換案内サービス」を提供し、コンシューマ向けサービスのノウハウ及び収益化に強みを有する株式会社駅探とは、平成24年5月24日に資本・業務提携契約を締結するとともに、同社普通株式1,700,000株（持株比率24.68%）を取得し、当社の持分法適用関連会社としております。

今後も既存事業の競争力や効率性を一層高めていくほか、積極的に事業提携やM&Aを活用することにより、電子カルテシステム開発事業を核にシナジーを有する事業や付随する事業などへの進出を図り、次なる事業の柱を育てていきたいと考えております。

③ 内部管理体制の強化について

企業が社会的責任を誠実に果たすことは、安定した経営を継続するための必須条件です。

当社グループは、法令・定款、社会規範を順守するため、経営理念・経営方針に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程を制定し、これらの社内周知を徹底するとともに、内部統制システムの構築・維持・向上に取り組んでおります。また、当連結会計年度におきましては、これらの理念の当社グループ内での徹底を図るため、関係会社管理規程を新たに制定しております。

加えて、情報セキュリティの管理を徹底し、当社グループに関わる情報資産を様々な脅威から守るとともに、製品やサービスを中心とした事業全般の品質管理についても、適切な運用・管理・維持・改善に取り組んでまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成24年9月30日現在）

事業内容	主要製品・サービス
電子カルテシステム開発事業	電子カルテシステムの開発・販売 一般病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX」 混在型病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE X」 精神科単科病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE M」 小規模医療機関向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE C」
受託システム開発事業	医療情報システムの受託開発
その他の	配置薬・健康食品・通信機器等の販売

(6) 主要な営業所等（平成24年9月30日現在）

本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
 東京支店 東京都中央区新富一丁目7番4号阪和別館ビル
 大阪支店 大阪市中央区南新町一丁目3番8号ヤマハラビル
 九州支店 福岡市博多区博多駅東一丁目12番6号花村ビル

株式会社エル・アレンジ北海道

本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

株式会社駅探

本社 東京都中央区銀座六丁目2番1号

株式会社かごしま医療ITセンター

本社 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

(7) 使用人の状況（平成24年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
142名	—

- (注) 1. 上記使用人数には、臨時従業員9名は含まれておりません。
 2. 当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名	1名増	35.6歳	8.1年

- (注) 上記使用人数には、臨時従業員9名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	463百万円
株式会社北海道銀行	191百万円
株式会社みずほ銀行	96百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	94百万円
株式会社三井住友銀行	93百万円
株式会社商工組合中央金庫	91百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成24年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数
- 9,983,000株
- ② 発行済株式の総数
- 3,563,672株（自己株式140,028株を除く）
- ③ 株主数
- 3,402名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本電気株式会社	300,000株	8.42%
杉本恵昭	277,700株	7.79%
江上秀俊	166,000株	4.66%
井戸川静夫	124,500株	3.49%
日本事務器株式会社	70,800株	1.99%
株式会社北洋銀行	56,300株	1.58%
MLI EFG NON COLLAT NON TREATY ACCT （常任代理人 メリルリンチ 日本証券株式会社）	54,900株	1.54%
村上廣美	39,900株	1.12%
シーエスアイ従業員持株会	36,000株	1.01%
株式会社SBI証券	35,400株	0.99%

(注) 1. 当社は、自己株式を140,028株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成24年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成24年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	赤塚 彰	株式会社駅探 社外取締役
代表取締役社長	杉本 恵昭	株式会社駅探 社外取締役
常務取締役	村上 廣美	営業 担当
常務取締役	田原 保	システム 担当
取締役	松澤 好隆	管理 本部長
取締役	山口 琢也	日本電気株式会社 医療ソリューション事業部長 株式会社かごしま医療ITセンター 代表取締役
常勤監査役	浅山 正紀	
監査役	名倉 一誠	弁護士
監査役	且井 信昭	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役山口琢也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役名倉一誠、且井信昭の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役名倉一誠、且井信昭の両氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
4. 監査役名倉一誠氏は、弁護士として、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役且井信昭氏は、公認会計士・税理士として、財務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の監査役の変動
- (1) 監査役中村一正、中河正勝の両氏は、平成23年12月16日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- (2) 浅山正紀、且井信昭の両氏は、平成23年12月16日開催の第16回定時株主総会において新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	87百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	9百万円 (4百万円)
合 計	10名	96百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 現任の社外取締役1名については、無報酬のため支給人員には含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成12年12月26日開催の第5回定時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成12年12月26日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山口琢也氏は当社の大株主である日本電気株式会社の医療ソリューション事業部長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。また、同氏は当社の関連会社である株式会社かごしま医療ITセンターの代表取締役であり、同社と当社の間には2名の役員が兼務しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 山 口 琢 也	当事業年度開催の取締役会19回のうち12回に出席しております。必要に応じ、医療ソリューション業界における豊富な経験から助言・発言を行っております。
社外監査役 名 倉 一 誠	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、監査役会8回全てに出席しております。必要に応じ、弁護士としての経験を活かした助言・発言を行っております。
社外監査役 且 井 信 昭	平成23年12月16日就任以降開催の取締役会15回全てに出席し、監査役会6回全てに出席しております。必要に応じ、公認会計士・税理士としての経験を活かした助言・発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役並びに各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人シドー
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人にその職務を適切に遂行することが困難であると認められる事態が発生した場合その他解任または不再任が適切と判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念・経営方針に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程を制定し、これらの社内周知を徹底するとともに、コンプライアンス体制の基盤整備並びに内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。

また、業務執行における各種法令・定款並びに企業行動憲章等の順守を担保するため、使用人の相談窓口として「企業倫理ヘルプライン」を整備・運用するとともに、監査役による定期的な業務監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会並びに取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、契約書等の取締役の職務の執行に係る重要事項については、文書取扱規程に定める期間保管するものとし、監査役・会計監査人等からの閲覧要請に備える体制をとっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種規程の整備と内部牽制体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査を実施することにより、リスク顕在化を未然に防止するよう努めております。

また、万一リスクが生じた場合その解決に向けて迅速に情報収集・分析を行い、社長の改善命令のもとでの的確な対応を行うこととし、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士と適宜連携できる体制をとっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会では、様々な視点からなる検討と活発な意見の交換を踏まえたうえで、事業活動の意思決定を行っております。

また、取締役会の機能強化のため、社長の諮問機関として、経営会議を月1回開催し、経営に関する重要事項を事前に審議することとしております。

その他、取締役会決議により改廃される職務権限規程及び職務分掌規程に従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の主要な日常事務については、稟議・決裁権限及び会計に関する部分において当社に準じた運用を行っております。その他の子会社業務については、適宜子会社より報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、内部監査担当職員1名がこれを担います。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事異動等の雇用条件に関する事項については、予め監査役に相談し、意見を求めることといたします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会及び重要な会議に出席し、取締役及び使用人からの報告を受けております。

また、取締役及び使用人は、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合、監査役に適宜報告するほか、各部門長が社内における問題点を収集・分析し、その内容が重要と判断した場合には監査役へ報告することとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査基準に従い、監査役は会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携体制をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査環境において不足していると認められる事項について、監査役は取締役に助言・提言・勧告を行うこととしております。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、良好な統制環境を保持するとともに、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除をコンプライアンスや企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、反社会的勢力や団体に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」の原則を事業活動のあらゆる分野で順守し、関係をもたない旨を基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記基本方針を含む「企業行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンス規程」を通じ、これらの社内周知の徹底を図っております。万が一、当社が反社会的勢力や団体から不当要求等を受けた場合には、経営企画部を対応担当部門とし、関係部門と協議を行うとともに、警察・弁護士・その他関係機関等と連携し対応いたします。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成24年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	3,198,600	流 動 負 債	1,468,832
現 金 及 び 預 金	1,019,527	買 掛 金	940,506
受取手形及び売掛金	1,515,102	1年内返済予定の長期借入金	288,263
商 品 及 び 製 品	16,902	リ ー ス 債 務	2,221
仕 掛 品	601,848	未 払 金	53,287
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	789	未 払 法 人 税 等	102,333
前 払 費 用	35,399	未 払 消 費 税 等	15,623
繰 延 税 金 資 産	10,247	未 払 費 用	11,382
そ の 他	2,262	前 受 金	31,725
貸 倒 引 当 金	△3,480	預 り 金	22,627
固 定 資 産	1,973,563	そ の 他	860
有 形 固 定 資 産	336,938	固 定 負 債	793,455
建 物 及 び 構 築 物	192,964	長 期 借 入 金	743,278
車 両 運 搬 具	4,115	リ ー ス 債 務	3,638
器 具 備 品	26,105	長 期 未 払 金	34,916
土 地	113,752	そ の 他	11,623
無 形 固 定 資 産	186,576		
商 標 権	1,082	負 債 合 計	2,262,288
ソ フ ト ウ ェ ア	150,654		
ソフトウェア仮勘定	34,621	純資産の部	
電 話 加 入 権	216	株 主 資 本	2,896,705
投資その他の資産	1,450,048	資 本 金	1,136,590
投 資 有 価 証 券	130,932	資 本 剰 余 金	1,155,807
関 係 会 社 株 式	1,139,557	利 益 剰 余 金	680,262
出 資 金	50	自 己 株 式	△75,954
長 期 貸 付 金	9,000	その他の包括利益累計額	△3,255
差 入 敷 金 保 証 金	76,403	その他有価証券評価差額金	△3,255
繰 延 税 金 資 産	27,934	少 数 株 主 持 分	16,425
そ の 他	75,609		
貸 倒 引 当 金	△9,440	純 資 産 合 計	2,909,875
資 産 合 計	5,172,163	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,172,163

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成23年10月1日から
平成24年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,846,166
売上原価		3,747,347
売上総利益		1,098,819
販売費及び一般管理費		713,244
営業利益		385,574
営業外収益		
受取利息	976	
受取配当金	2,973	
投資事業組合運用益	1,616	
保険解約返戻金	3,761	
その他	2,983	12,311
営業外費用		
支払利息	3,840	
持分法による投資損失	5,613	
その他	1,627	11,081
経常利益		386,805
特別損失		
固定資産除却損	4,361	
投資有価証券評価損	12,784	17,145
税金等調整前当期純利益		369,660
法人税・住民税及び事業税	156,720	
法人税等調整額	9,183	165,904
少数株主損益調整前当期純利益		203,755
少数株主損失		3,574
当期純利益		207,330

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成23年10月1日から
平成24年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株 主 資 本		その他の包括利益累計額	
資 本 金		その他の有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	1,136,590	当 期 首 残 高	△8,810
当 期 変 動 額		当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—	株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	5,554
当 期 末 残 高	1,136,590	当 期 変 動 額 合 計	5,554
資 本 剰 余 金		当 期 末 残 高	△3,255
当 期 首 残 高	1,155,807	その他の包括利益累計額合計	
当 期 変 動 額		当 期 首 残 高	△8,810
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 変 動 額	
当 期 末 残 高	1,155,807	株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	5,554
利 益 剰 余 金		当 期 変 動 額 合 計	5,554
当 期 首 残 高	500,613	当 期 末 残 高	△3,255
当 期 変 動 額		少 数 株 主 持 分	
剰 余 金 の 配 当	△29,309	当 期 首 残 高	—
当 期 純 利 益	207,330	当 期 変 動 額	
持分法の適用範囲の変動	1,628	株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	16,425
当 期 変 動 額 合 計	179,649	当 期 変 動 額 合 計	16,425
当 期 末 残 高	680,262	当 期 末 残 高	16,425
自 己 株 式		純 資 産 合 計	
当 期 首 残 高	△19,211	当 期 首 残 高	2,764,989
当 期 変 動 額		当 期 変 動 額	
自己株式の取得	△56,743	剰 余 金 の 配 当	△29,309
当 期 変 動 額 合 計	△56,743	当 期 純 利 益	207,330
当 期 末 残 高	△75,954	持分法の適用範囲の変動	1,628
株 主 資 本 合 計		自 己 株 式 の 取 得	△56,743
当 期 首 残 高	2,773,800	株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	21,980
当 期 変 動 額		当 期 変 動 額 合 計	144,886
剰 余 金 の 配 当	△29,309	当 期 末 残 高	2,909,875
当 期 純 利 益	207,330		
持分法の適用範囲の変動	1,628		
自 己 株 式 の 取 得	△56,743		
当 期 変 動 額 合 計	122,905		
当 期 末 残 高	2,896,705		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- 1) 連結子会社の数 1社
- 2) 連結子会社の名称 ㈱エル・アレンジ北海道

② 連結の範囲の変更にに関する事項

当連結会計年度より、新たに設立した㈱エル・アレンジ北海道を連結の範囲に含めております。

③ 非連結子会社の名称等

- 1) 非連結子会社の名称 ㈱シーエスアイ・テクノロジー
- 2) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

- 1) 持分法適用の関連会社の数 2社
- 2) 持分法適用の関連会社の名称 ㈱駅探
㈱かごしま医療 I Tセンター

② 持分法適用の範囲の変更にに関する事項

当連結会計年度より、株式の取得により㈱駅探を持分法適用の範囲に含めております。

また、当連結会計年度より、当社の関連会社である㈱かごしま医療 I Tセンターの重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- 1) 主要な非連結子会社の名称 ㈱シーエスアイ・テクノロジー
- 2) 主要な関連会社の名称 杭州創喜中日科技有限公司
- 3) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用関連会社の決算日等に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は下記の評価方法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

- | | |
|-----------|---|
| ・商品及び製品 | 個別法
ただし、配置業及び健康食品販売事業の商品については先入先出法を採用しております。 |
| ・仕掛品 | 個別法 |
| ・原材料及び貯蔵品 | 個別法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|------|----------|
| ・建物 | 定額法及び定率法 |
| ・その他 | 定率法 |
- ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|------|--------|
| 建物 | 3年～26年 |
| 器具備品 | 4年～20年 |

2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間に基づく償却額（3年以内）を計上しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 退職給付引当金

当社は退職給付制度として、確定給付企業年金制度を採用しております。従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法を採用しております。

ただし、当連結会計年度末では年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回ったため、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

- 1) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約
進行基準（進捗度の見積りは原価比例法）

2) その他の受注契約

検収基準

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

(6) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

144,521千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	3,703,700株	一 株	一 株	3,703,700株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	40,000株	100,028株	一 株	140,028株

(注) 普通株式の自己株式の増加100,028株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加100,000株及び単元未満株式の買取りによる増加28株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成23年12月16日開催の第16回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 29,309千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成23年9月30日
- ・効力発生日 平成23年12月19日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成24年12月21日開催予定の第17回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	28,509千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8円
・基準日	平成24年9月30日
・効力発生日	平成24年12月25日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入によっております。なお、当連結会計年度においてはデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎に期日及び残高を確認するとともに、回収遅延債権については、速やかな把握と適切な対応を行っております。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、一部の株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価を把握し、管理しております。

差入敷金保証金は、主に事業所の賃借に伴う敷金及び大口仕入先に対する営業保証金であり、期日及び残高を管理しております。

買掛金は、事業活動から生じた営業債務であり、ほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来します。また、借入金は、㈱駅探との資本・業務提携に伴う株式取得資金及びシステム開発に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、買掛金や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません〔注2〕参照〕。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	1,019,527	1,019,527	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,515,102	1,515,102	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	14,554	14,554	—
(4) 関係会社株式	1,098,189	691,900	△406,289
(5) 差入敷金保証金	24,249	13,913	△10,336
(6) 買掛金	(940,506)	(940,506)	—
(7) 長期借入金(※2)	(1,031,541)	(1,017,555)	13,985

※1 負債に計上されているものについては、()で示しております。

※2 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 関係会社株式

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 差入敷金保証金

賃貸借契約に係る敷金については、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除したものに對し、合理的な利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負 債

(6) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
(1) 投資有価証券	
非上場株式	88,800
投資事業有限責任組合への出資	27,578
合計	116,378
(2) 関係会社株式	41,368
(3) 差入敷金保証金	52,154

(1) 投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから上表「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(2) 関係会社株式

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表「(4) 関係会社株式」には含めておりません。

(3) 差入敷金保証金

営業保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表「(5) 差入敷金保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,019,527	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,515,102	—	—	—
合計	2,534,629	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	288,263	220,708	191,932	138,384	104,254	88,000

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	811円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	57円53銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の発行)

当社は、平成24年11月19日開催の当社取締役会において、当社役員及び従業員に対して新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。本新株予約権の概要は以下のとおりです。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式300,000株	
② 新株予約権の総数	3,000個（普通株式100株/個）	
③ 払込金額	新株予約権1個当たり1,060円	
④ 払込金額の総額	3,180,000円	
⑤ 行使価値	574円	
⑥ 行使期間	平成27年1月5日から平成31年12月27日まで	
⑦ 資本組入額	資本金の増加額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。	
⑧ 新株予約権の割当を受ける者及び割当数	当社役員 6名	2,130個
	当社従業員12名	870個
⑨ 割当日	平成24年12月10日	
⑩ 払込期日	平成24年12月10日	

8. その他の注記

(企業結合等関係)

事業譲受

(1) 事業譲受の概要

① 相手企業の名称

㈱エル・アレンジ

② 譲受けた事業の内容

㈱エル・アレンジ新札幌営業所が営む配置薬事業、健康食品販売事業及び通信機器販売事業

③ 事業譲受を行った主な理由

当社が、㈱エル・アレンジと提携し、当社の製品とコンシューマ向け通信機器及びソフトウェアを融合し、医療の未来に欠かすことのできない医療と通信のコラボレーションを図り、新たな市場を開拓していくものであります。

④ 事業譲受日

平成24年4月2日

⑤ 法的形式を含む事業譲受の概要に関する事項

㈱エル・アレンジ北海道を譲受企業とし、㈱エル・アレンジを譲渡企業とする事業譲受

(2) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

平成24年4月2日から平成24年9月30日まで

(3) 譲受けた事業の取得原価及びその内訳

取得の対価（現金）	22,939千円
取得に直接要した費用	— 千円
取得原価	22,939千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれんは発生しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産の額

流動資産 22,939千円

貸 借 対 照 表

(平成24年 9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	3,147,602	流 動 負 債	1,458,792
現 金 及 び 預 金	991,373	買 掛 金	936,928
受 取 手 形	1,833	1 年 内 返 済 予 定 の	288,263
売 掛 金	1,505,531	長 期 借 入 金	
商 品 及 び 製 品	896	リ ー ス 債 務	2,221
仕 掛 品	601,848	未 払 金	46,824
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	660	未 払 費 用	11,327
前 払 費 用	35,302	未 払 法 人 税 等	102,229
繰 延 税 金 資 産	10,247	未 払 消 費 税 等	15,623
そ の 他	3,215	前 受 金	31,723
貸 倒 引 当 金	△3,308	預 り 金	22,627
固 定 資 産	2,008,191	そ の 他	1,023
有 形 固 定 資 産	336,831	固 定 負 債	793,455
建 物	191,380	長 期 借 入 金	743,278
構 築 物	1,583	リ ー ス 債 務	3,638
車 両 運 搬 具	4,115	長 期 未 払 金	34,916
器 具 備 品	25,999	そ の 他	11,623
土 地	113,752		
無 形 固 定 資 産	186,576	負 債 合 計	2,252,248
商 標 権	1,082		
ソ フ ト ウ ェ ア	150,654	純資産の部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	34,621	株 主 資 本	2,906,800
電 話 加 入 権	216	資 本 金	1,136,590
投 資 そ の 他 の 資 産	1,484,783	資 本 剰 余 金	1,155,807
投 資 有 価 証 券	130,932	資 本 準 備 金	1,155,807
関 係 会 社 株 式	1,174,292	利 益 剰 余 金	690,357
出 資 金	50	利 益 準 備 金	1,200
長 期 貸 付 金	9,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	689,157
長 期 前 払 費 用	25,068	繰 越 利 益 剰 余 金	689,157
繰 延 税 金 資 産	27,934	自 己 株 式	△75,954
差 入 敷 金 保 証 金	76,403	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,255
そ の 他	50,541	そ の 他 有 価 証 券	
貸 倒 引 当 金	△9,440	評 価 差 額 金	△3,255
		純 資 産 合 計	2,903,545
資 産 合 計	5,155,793	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,155,793

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成23年10月1日から
平成24年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,814,308
売 上 原 価		3,735,163
売 上 総 利 益		1,079,144
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		686,894
営 業 利 益		392,250
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	664	
有 価 証 券 利 息	308	
受 取 配 当 金	3,723	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	1,616	
保 険 解 約 返 戻 金	3,761	
そ の 他	4,176	14,250
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,840	
支 払 手 数 料	511	
そ の 他	149	4,501
経 常 利 益		401,999
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,361	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,784	17,145
税 引 前 当 期 純 利 益		384,853
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	156,616	
法 人 税 等 調 整 額	9,183	165,800
当 期 純 利 益		219,053

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成23年10月1日から
平成24年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株 主 資 本		自 己 株 式	
資 本 金		当 期 首 残 高	△19,211
当 期 首 残 高	1,136,590	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		自 己 株 式 の 取 得	△56,743
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 変 動 額 合 計	△56,743
当 期 末 残 高	1,136,590	当 期 末 残 高	△75,954
資 本 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
資 本 準 備 金		当 期 首 残 高	2,773,800
当 期 首 残 高	1,155,807	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		剰 余 金 の 配 当	△29,309
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 純 利 益	219,053
当 期 末 残 高	1,155,807	自 己 株 式 の 取 得	△56,743
利 益 剰 余 金		当 期 変 動 額 合 計	133,000
利 益 準 備 金		当 期 末 残 高	2,906,800
当 期 首 残 高	1,200	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当 期 変 動 額		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 首 残 高	△8,810
当 期 末 残 高	1,200	当 期 変 動 額	
そ の 他 利 益 剰 余 金		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,554
繰 越 利 益 剰 余 金		当 期 変 動 額 合 計	5,554
当 期 首 残 高	499,413	当 期 末 残 高	△3,255
当 期 変 動 額		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
剰 余 金 の 配 当	△29,309	当 期 首 残 高	△8,810
当 期 純 利 益	219,053	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	189,743	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,554
当 期 末 残 高	689,157	当 期 変 動 額 合 計	5,554
利 益 剰 余 金 合 計		当 期 末 残 高	△3,255
当 期 首 残 高	500,613	純 資 産 合 計	
当 期 変 動 額		当 期 首 残 高	2,764,989
剰 余 金 の 配 当	△29,309	当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	219,053	剰 余 金 の 配 当	△29,309
当 期 変 動 額 合 計	189,743	当 期 純 利 益	219,053
当 期 末 残 高	690,357	自 己 株 式 の 取 得	△56,743
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,554
		当 期 変 動 額 合 計	138,555
		当 期 末 残 高	2,903,545

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・商品、原材料、仕掛品、貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法
ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|------|--------|
| 建物 | 3年～26年 |
| 器具備品 | 4年～20年 |
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
- 定額法
ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間に基づく償却額（3年以内）を計上しております。
また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金
- 当社は退職給付制度として、確定給付企業年金制度を採用しております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法を採用しております。
- ただし、当事業年度末では年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回ったため、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約
進行基準（進捗度の見積りは原価比例法）
- ② その他の受注契約
検収基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

(7) 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 144,468千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 1,558千円 |
| ② 短期金銭債務 | 162千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社からの営業外収益 1,230千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 数 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	40,000株	100,028株	一 株	140,028株

(注) 普通株式の自己株式の増加100,028株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加100,000株及び単元未満株式の買取りによる増加28株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税否認	7,819千円
貸倒引当金繰入超過額	1,247千円
原材料評価損否認	1,180千円
繰延税金資産（流動）合計	10,247千円

繰延税金資産（固定）

減価償却損金算入超過額	23,908千円
敷金償却超過額	1,821千円
役員退職慰労引当金損金算入超過額	12,336千円
貸倒引当金繰入超過額	151千円
投資有価証券評価損否認	5,299千円
その他有価証券評価差額金	2,204千円
繰延税金資産（固定）小計	45,722千円
評価性引当額	△17,787千円
繰延税金資産（固定）合計	27,934千円
繰延税金資産合計	38,182千円

（法人税率の変更等による影響）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、平成24年10月1日に開始する事業年度から平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.38%から37.71%に変更されております。また、平成27年10月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が35.33%に変更されております。

この税率変更により、当事業年度末における繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,710千円減少し、法人税等調整額が2,710千円増加しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	814円76銭
(2) 1株当たり当期純利益	60円78銭

7. 重要な後発事象に関する注記

（新株予約権の発行）

当社は、平成24年11月19日開催の当社取締役会において、当社役員及び従業員に対して新株予約権（有価ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。本新株予約権の概要は以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式300,000株 |
| ② 新株予約権の総数 | 3,000個（普通株式100株/個） |

③ 払込金額	新株予約権 1 個当たり 1,060円
④ 払込金額の総額	3,180,000円
⑤ 行使価額	574円
⑥ 行使期間	平成27年 1 月 5 日から平成31年12月27日まで
⑦ 資本組入額	資本金の増加額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。
⑧ 新株予約権の割当を受ける者及び割当数	当社役員 6 名 2,130個 当社従業員12名 870個
⑨ 割当日	平成24年12月10日
⑩ 払込期日	平成24年12月10日

(会社分割による純粋持株会社への移行)

当社は、平成24年11月19日開催の取締役会において、平成24年12月21日開催予定の定時株主総会において承認されることを前提に、平成25年 4 月 1 日を効力発生日として、新設分割方式による会社分割を行い、純粋持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

(1) 会社分割による純粋持株会社への移行の目的

① グループ戦略機能の強化と経営資源の最適配分

持株会社体制への移行により、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化させ、グループ全体の経営戦略立案機能を強化するとともに、グループ経営資源の最適配分を図り、グループ全体の企業価値向上を目指します。

② 事業提携やM&A等の戦略的推進

持株会社は電子カルテシステム開発事業とシナジーを有する企業との事業提携やM&Aを推進し、一層の業容拡大とシナジーの極大化を目指します。

③ 各事業会社の成長

各事業会社においては、市場環境の変化に対応した迅速な意思決定を行うことにより、その成長を図るとともに、各事業会社が魅力あふれる会社となることを目指します。

(2) 会社分割の要旨

① 分割の日程

定時株主総会基準日	平成24年 9 月30日
分割承認取締役会	平成24年11月19日
分割承認株主総会	平成24年12月21日 (予定)
分割の効力発生日	平成25年 4 月 1 日 (予定)

② 分割方式

当社を分割会社とし、当社は「株式会社CEホールディングス」へ商号変更するとともに、新設する「株式会社シーエスアイ」を承継会社とする分社型新設分割です。

③ 分割に係る割当の内容

新設する「株式会社シーエスアイ」は当社に対し普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に交付します。

④ 分割により増減する資本金等

分割に伴う資本金等の増減はございません。

⑤ 新設分割会社が承継する権利義務

新設会社は、当社が電子カルテシステム開発事業及び受託システム開発事業に関して有する資産・負債、契約その他の権利義務（ただし、新設分割計画において別途定めのあるものを除く。）を承継します。なお、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

⑥ 債務履行の見込み

当社及び新設会社は、本新設分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれ、また本新設分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予見されておりません。従って、本新設分割後も当社及び新設会社の負担すべき債務の履行の見込みは問題ないものと判断しております。

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成24年 9 月30日現在)	新設会社
① 名 称	株式会社シーエスアイ (平成25年 4 月 1 日付で、商号を株式会社 C E ホールディングスに変更予定)	株式会社シーエスアイ
② 所 在 地	札幌市白石区平和通十五丁目 北1番21号	札幌市白石区平和通十五丁目 北1番21号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 杉本 恵昭	代表取締役社長 杉本 恵昭
④ 事 業 内 容	電子カルテシステム開発事業 受託システム開発事業	電子カルテシステム開発事業 受託システム開発事業
⑤ 資 本 金	11億3,659万円	1 億円 (予定)
⑥ 設 立 年 月 日	平成 8 年 3 月25日	平成25年 4 月 1 日 (予定)
⑦ 発 行 済 株 式 数	3,703,700株	2,000株 (予定)
⑧ 決 算 期	9 月30日	9 月30日
⑨ 大株主及び持株比率	日本電気 (株) (8.10%) 杉本恵昭 (7.50%) 江上秀俊 (4.48%) 井戸川静夫 (3.36%) 日本事務器 (株) (1.91%) (株) 北洋銀行 (1.52%) MLI EFG NON COLLAT NON TREATY ACCT (常任代理人 メリルリンチ日本証券 (株)) (1.48%) 村上廣美 (1.08%) シーエスアイ従業員持株会 (0.97%) (株) SBI証券 (0.96%) ※自己株式140,028株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。	(株) C E ホールディングス (100.00%)

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

当社の電子カルテシステム開発事業及び受託システム開発事業

② 分割する資産、負債の項目及び金額

分割会社の事業に属する資産、負債を新設会社に承継いたします。なお、金額については、現時点では確定できておりません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年11月19日

株式会社シーエスアイ

取締役会 御中

監査法人シドー

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	菅 井	朗 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 田	和 重 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーエスアイの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーエスアイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年11月19日

株式会社シーエスアイ

取締役会 御中

監査法人シドー

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	菅 井	朗 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 田	和 重 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーエスアイの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年11月19日開催の取締役会で、平成25年4月1日を効力発生日として、会社分割による持株会社体制へ移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年11月20日

株 式 会 社 シ ー エ ス ア イ	監 査 役 会
常勤監査役	浅 山 正 紀 ㊞
社外監査役	名 倉 一 誠 ㊞
社外監査役	且 井 信 昭 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期業績並びに今後の事業展開等を勘案し、1株につき8円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金8円

配当総額 金28,509,376円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年12月25日

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は、電子カルテシステムの開発と販売を通じて、医療機関業務の効率化や医療サービスの向上に寄与すべく取り組んでおり、主力製品である医療機関向けの電子カルテシステム「M・I・R・A・I・s（ミライズ）シリーズ」の開発・販売を主に行っております。平成24年9月末時点において、受注実績520施設となり、今後も更なる伸長を目指して事業を展開しております。また、病院向け電子カルテシステム（オーダリングシステム含む）におけるシェアは15%と、業界第2位の実績を誇っています。

一方、医療のIT化が、病院内の枠を超え、患者のためのIT化、地域のためのIT化への時代と移りつつある中、当社の製品とコンシューマ向け通信機器及びソフトウェアを融合し、医療の未来に欠かすことのできない医療と通信のコラボレーションを図り、新たな市場開拓を目指すべく、平成24年2月に株式会社エル・アレンジ北海道を設立しました。また、「乗換案内サービス」を提供し、コンシューマ向けサービスのノウハウ及び収益化に強みを有する株式会社駅探とは、平成24年5月24日に資本・業務提携契約を締結するとともに、同社普通株式1,700,000株（持株比率24.68%）を取得し、当社の持分法適用関連会社としております。

当社グループが持続的に成長し、収益力を向上させていくためには、既存の事業の競争力や効率性を一層高めていく必要があるほか、積極的に事業提携やM&Aを活用することにより、電子カルテシステム開発事業を核にシナジーを有する事業や付随する事業などへの進出を図り、次なる事業の柱を育てていく必要があると考えております。

その取り組みの一環として、持株会社体制へ移行し、グループ経営機能と執行機能を明確に分離した上で、持株会社においては、グループ経営戦略の立案機能と経営資源の最適配分

の意思決定を行うほか、事業提携・M&A等による業容拡大を推進し、事業会社では、事業活動に特化した迅速かつ機動的な業務執行を行い、競争力及び効率性を一層高めることにより、グループ企業価値の最大化を図ってまいりたいと考えております。

なお、新設会社につきましては、当社の完全子会社として、従来どおり、電子カルテシステムの開発・販売を中心とする事業を展開してまいります。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

株式会社シーエスアイ（以下、「当社」という。なお、平成25年4月1日をもって商号を「株式会社CEホールディングス」に変更予定）は、当社の電子カルテシステム開発事業及び受託システム開発事業（以下、「分割事業」という。）を新たに設立する株式会社シーエスアイ（以下、「新設会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下、「本件分割」という。）を行い、次のとおり新設分割計画書（以下、「本分割計画書」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第2条（新設分割に際して交付する株式等）

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全部を、当社に割当交付する。

第3条（新設会社の資本金及び準備金等）

新設会社の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。ただし、新設会社の分割効力発生日における当社の資産及び負債の状態により、これを変更することができる。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額 | 100,000千円 |
| (2) 資本準備金の額 | 25,000千円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額 |

第4条（新設会社の設立時取締役、設立時監査役）

1. 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。

杉本 恵昭
赤塚 彰
村上 廣美
田原 保
松澤 好隆

2. 新設会社の設立時監査役は次のとおりとする。

浅山 正紀

第5条（承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務）

1. 新設会社は、本件分割に際し、当社から別紙2「承継権利義務明細表」記載のと通りの資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下、「本権利義務」という。）を承継する。
2. 前項にかかわらず、資産、負債又は権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
3. 第1項の規定による当社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

第6条（会社分割の効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「分割効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

当社は、分割効力発生日以降においても、分割事業に関し、競業禁止義務を負わない。

第8条（条件変更及び中止）

本分割計画書作成後、分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状況、経営状態又は本権利義務に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的達成が困難となった場合には、当社は本分割計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（本分割計画書の効力）

本分割計画書は、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

第10条（規定外事項）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成24年11月19日

札幌市白石区平和通15丁目北1番21号
株式会社シーエスアイ
代表取締役社長 杉本 恵昭

株式会社シーエスアイ定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社シーエスアイと称し、英文では、CSI Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータのシステム、ソフトウェア、ハードウェア及び周辺機器の設計、開発、製造、輸出入、販売、操作及び保守業務。
2. コンピュータソフトウェアの設計及び開発の請負並びに技術提供。
3. 医療機器の製造、販売、賃貸及び保守業務。
4. データセンター及びコールセンターの企画、提供、運営。
5. 一般及び特定労働者派遣事業。
6. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業。
7. 会社経営及びコンピュータシステムの導入に関するコンサルタント。
8. コンピュータ教室の経営。
9. 広告、宣伝等に関するコンサルタント及び代理店業務。
10. 不動産の売買・斡旋・賃貸及び管理業務。
11. カタログによる通信販売。
12. 印刷業及び出版業務。
13. 前各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を札幌市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第10条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって行うことができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第12条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(基準日)

第14条 当会社は、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立から平成25年9月30日までとする。

(設立時の取締役及び監査役)

第38条 当会社の設立時の取締役並びに監査役は、次のとおりとする。

取締役 杉本 恵昭

取締役 赤塚 彰

取締役 村上 廣美

取締役 田原 保

取締役 松澤 好隆

監査役 浅山 正紀

(本附則の削除)

第39条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって前2条及び本条を削除する。

上記定款は、株式会社シーエスアイが新設分割して本会社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、効力発生日における当社の本件分割事業に属する次に記載する資産、負債、雇用契約、その他の権利義務を当社より承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成24年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件分割事業に属する現金及び預金の一部、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、前払費用の一部等の流動資産。

(2) 固定資産

本件分割事業に属する建物の一部、車両運搬具、器具備品の有形固定資産。ただし、器具備品の一部は除く。ソフトウェア等の無形固定資産。出資金、繰延税金資産、差入敷金保証金等の投資その他の資産。ただし、繰延税金資産の一部は除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件分割事業に属するリース債務等の流動負債。

(2) 固定負債

本件分割事業に属するリース債務等の固定負債。

3. 承継する雇用契約

本件分割事業に従事する従業員（契約社員、派遣社員、出向社員を含む）のうち、効力発生日において在籍しているものについては、新設会社が引継ぎ、以降新設会社の従業員として雇用する。当社における勤続年数は、新設会社において通算する。

4. 承継する契約関係

本件分割事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件分割事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、契約上承継できないもの及び当社が引き続き保有する必要があるものを除く。

5. 許認可等

本件分割事業に属する許認可、承認、登録、届出等のうち、新設会社へ法令上承継が可能なもの。

以上

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数に関する事項

当社は、平成25年4月1日を効力発生日として、当社が行っている電子カルテシステム開発事業及び受託システム開発事業に関する権利義務を新設分割の方法（以下、「本新設分割」という。）により、同年4月1日付で新たに設立する株式会社シーエスアイ（以下、「新設会社」という。）に承継させることといたしました。

新設会社は本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全部を当社に割当て交付いたします。本新設分割は当社が単独で行う新設分割であることから割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設会社株式の効率的な管理及び新設会社の資本金の額等を考慮し、前記の割当て株式数が相当であると判断しております。

(2) 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額への相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第3条に記載するとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、平成25年4月1日付で、当社の電子カルテシステム開発事業及び受託システム開発事業を会社分割により、新設する株式会社シーエスアイに承継させ、持株会社に移行する予定であります。

これに伴い、現行定款第1条に定める商号及び第2条に定める目的の変更を行うものであり、これらの変更は、第2号議案「新設分割計画承認の件」が承認可決されることを条件として、平成25年4月1日付でその効力が生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社シーエスアイ</u> と称し、 英文では <u>CSI Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社C Eホールディングス と称し、英文では <u>CE Holdings Co., Ltd.</u> と 表示する。
(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営むこと</u> を目的とす る。	(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業及びこの関連事業を営 むこと、並びに次の事業及びこの関連事業 を営む国内及び外国会社の株式もしくは持 分を保有することにより当該会社の事業活 動を支配、管理すること</u> を目的とする。
1. ～2. (省 略) (新 設)	1. ～2. (現行どおり)
3. (省 略)	3. <u>インターネット等のネットワークを利用 した情報提供、情報処理、通信販売 業務。</u>
4. <u>電子計算センターの運営。</u>	4. (現行どおり)
5. ～6. (省 略) (新 設)	5. <u>データセンター及びコールセンターの 企画、提供、運営。</u>
(新 設)	6. ～7. (現行どおり)
(新 設)	8. <u>携帯電話及び電気通信機器の販売並び に電気通信サービスの提供に関する代 理店業務。</u>
(新 設)	9. <u>医薬品及び医薬部外品等の販売。</u>
(新 設)	10. <u>化粧品、計量器、医療器具、介護用品、 食料品、日用品雑貨等の販売及び通信 販売。</u>
(新 設)	11. <u>古物の売買及び取次業務。</u>
7. ～12. (省 略) (新 設)	12. ～17. (現行どおり)
13. (省 略)	18. <u>生命保険の募集業並びに損害保険代理 業。</u>
	19. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>2 前項に定めるもののほか、当会社は前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業並びに関連業務を営むことを目的とする。</u>
(新 設)	<u>3 前2項に定めるもののほか、当会社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運營業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。</u>
第3条～第37条 (条文省略) (新 設)	第3条～第37条 (現行どおり) 附則 <u>第1条及び第2条は、平成25年4月1日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>当該日の前日までは、当会社は株式会社シーエスアイと称し、英文ではCSI Co., Ltd. と表示するものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生後削除されるものとする。</u>

第4号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	あ か つ か あ き ら 赤 塚 彰 (昭和23年10月28日生)	昭和44年4月 日本電気株式会社入社 平成7年7月 同社インテリジェントシステムサー ビス本部デスクトップサービス部長 平成10年12月 同社医療システム事業部販売促進部 長 平成12年4月 同社医療ソリューション事業部事業 推進部長 平成16年4月 同社医療ソリューション事業部医療 システムシニアエキスパート兼e- Japan戦略推進部 平成18年8月 同社医療ソリューション事業部医療 システムシニアエキスパート兼新I T戦略推進本部 平成18年12月 当社代表取締役社長 平成22年12月 当社代表取締役会長（現任） 平成24年6月 株式会社駅探 社外取締役（現任）	10,200株
2	す ぎ も と や す あ き 杉 本 恵 昭 (昭和25年6月17日生)	平成2年3月 株式会社オネスト代表取締役 札幌支店長兼任 平成3年4月 同社取締役 札幌支店長 平成8年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役会長CEO（最高経 営責任者） 平成16年7月 当社代表取締役会長 平成16年12月 当社取締役会長 平成22年12月 当社代表取締役社長（現任） 平成24年6月 株式会社駅探 社外取締役（現任）	277,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	むら かみ ひろ み 村 上 廣 美 (昭和27年11月14日生)	昭和48年4月 日本事務器株式会社入社 平成8年8月 当社入社 営業部長 平成12年2月 当社取締役 平成14年7月 当社営業本部長兼東京支店長 平成17年10月 当社医療システム本部長CMO兼C T O 平成18年3月 当社常務取締役 (現任) 平成18年10月 当社医療システム事業部 (医療シス テム事業部長兼任) ・システム開発 事業部担当CMO兼C T O 平成18年12月 当社医療システム事業部 (医療シス テム事業部長兼任) ・システム開発 事業部担当 平成19年7月 当社医療システム事業部長 平成22年12月 当社営業担当 (現任)	39,900株
4	た はら たもつ 田 原 保 (昭和29年8月4日生)	昭和52年4月 富士通株式会社入社 平成10年10月 同社医療担当部長 平成13年6月 同社中部システム統括部公共システ ム部長 平成15年4月 同社医療システム事業部長代理 平成17年12月 同社医療システム事業部長 平成21年6月 同社ヘルスケアソリューション事業 本部プロジェクト統括部長 平成22年12月 当社常務取締役システム担当 (現 任)	1,600株
5	まつ ざわ よし たか 松 澤 好 隆 (昭和32年6月6日生)	平成9年4月 株式会社ジャパンケアサービス入社 総務部総務課長 平成11年7月 同社総務部長 平成12年8月 当社入社 管理部総務課長 平成13年11月 当社管理部部長代理 平成16年7月 当社管理本部管理部長 平成20年12月 当社取締役管理本部長 (現任)	6,100株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	や ま ぐ ち た く や 山 口 琢 也 (昭和33年11月 8 日生)	昭和57年 4 月 日本電気株式会社入社 平成13年 4 月 同社NECソリューションズITソ リューションマーケティング事業本 部パッケージソリューション推進本 部企業ポータルソリューション営業 部長 平成15年 7 月 同社ITソリューションマーケティ ング事業本部パッケージソリューシ ョン推進本部長代理 平成16年 4 月 同社ソリューションマーケティング 事業本部ニューソリューション開発 事業部統括マネージャー 平成16年10月 同社第一国内SI推進本部長代理 平成19年 4 月 同社公共・医療ソリューション事業 本部医療ソリューション事業部長 (現 任) 平成22年12月 当社取締役 (現任) 平成23年 6 月 株式会社かごしま医療ITセンター 代表取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山口琢也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山口琢也氏は、長年にわたり医療ソリューションをはじめとした各種ソリューション事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識に基づく監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 山口琢也氏は、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社より使用人としての給与等を受ける予定があり、過去2年間にも受けております。
5. 山口琢也氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成23年12月16日開催の第16回定時株主総会において補欠監査役に選任された中村一正氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
なかむら かず まさ 中 村 一 正 (昭和12年6月8日生)	昭和64年1月 株式会社北海道拓殖銀行興部支店支店長 平成5年11月 株式会社ホテル鹿の湯常務取締役就任 平成10年6月 株式会社ホテル神宮常務取締役就任 平成12年12月 当社常勤監査役就任 平成23年12月 当社常勤監査役退任	700株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者中村一正氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 中村一正氏は、金融機関出身者であり、企業経営に対する客観的な視点を持ち合わせ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。
4. 中村一正氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以 上

〈メモ欄〉

Handwriting practice area with 15 sets of horizontal dashed lines.

〈メモ欄〉

Handwriting practice area with 15 sets of horizontal dashed lines.

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080